

自然災害等により登校する際に危険が生じる場合の対処について

令和元年6月 山口県立光丘高等学校

自然災害等により、登校する際に危険が生じると判断された場合や公共交通機関が遅延した時は、緊急メールと緊急webでその対処についてお知らせします。学校の判断は6時00分、8時30分、11時00分の各時刻を目途に発信しますから、必ず確認してください。
公共交通機関の遅延の場合は通常授業を原則としています。
なお、この場合は遅刻とはしません。安全に十分配慮して登校してください。

〈平常授業日〉

- (1) 朝6時の時点で登校する際に危険が生じると判断された場合
第1報で生徒の自宅待機を連絡。生徒・保護者は 8時30分の第2報を待つ。
- (2) ① 朝8時30分の時点で回復状況にない場合
第2報で生徒の自宅待機を連絡。生徒・保護者は 11時00分の第3報を待つ。
② 回復状況にある場合
第2報で3時限から授業開始を連絡。
- (3) ① 朝11時00分の時点で回復状況にない場合
第3報で休校の連絡。生徒は家庭学習。
② 回復状況にある場合
第3報で5時限から授業開始を連絡。

その他

公共交通機関（山陽本線、岩徳線、路線バス等）が運休したときは、該当交通機関を利用する生徒のみ自宅待機とします。運転再開次第登校してください。

なお、他の登校手段がある場合は、安全に十分配慮して登校してください。

〈定期考査日〉

- (1) 朝6時の時点で登校する際に危険が生じると判断された場合
第1報で生徒の自宅待機を連絡。生徒・保護者は 8時30分の第2報を待つ。
- (2) ① 朝8時30分の時点で回復状況にない場合
第2報で休校の連絡。生徒は家庭学習。
② 回復状況にある場合
第2報で3時限から考査開始を連絡。

その他

朝8時30分の時点で回復状況にない場合は、その日に実施する予定の考査は後日に延期とする。日程については、緊急メールと緊急webで知らせる。